

宿泊約款

第1条(適応範囲)

- 1.当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当館が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

- 1 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1)宿泊者名
 - (2)宿泊日および到着予定時刻
 - (3)宿泊料金
 - (4)その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

- 1.宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3.申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4.第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 1.前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2.宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊契約締結の拒否)

- 1.当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (9) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。(10) 宿泊しようとする者が、施設もしくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

第6条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条(当館の契約解除権)

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (3) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 指定された場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたづら、タバコの吸い殻を当館敷地内に捨てる等、その他当ホテルが定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
- 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日および出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

第 9 条(客室の使用時間)

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
 2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- 1 室当たり 1 時間毎に 4,000 円(消費税別)。ただし、1 時間未満は 1 時間に切り上げて算定します。

第 10 条(利用規制の遵守)

1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて各客室に備え置いた利用規約に従っていただきます。

第 11 条 (営業時間)

1. 当館の主な施設等の営業時間は各所の掲示、客室内のサービスガイド等でご案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わる方法により、宿泊客の出発の際または当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条(当館の責任)

1. 当館は宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条(寄託物等の取扱い)

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当館がその種類および価額の申告をもとめた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は、15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意または過失により滅失、破損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の申告のなかったものについては、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

第 16 条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れていた場合において、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前第 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当館の責任は第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条(駐車 の 責任)

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし駐車場の管理にあたり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、該当宿泊者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1 宿泊料金等の内訳

(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項)

宿泊客が支払うべき総額

- 1. 宿泊料金
 - イ 基本宿泊料(室料(及び室料+朝食等の飲食料))
 - ロ サービス料
- 2. 追加料金
 - イ 追加の食事
 - ロ サービス料
- 3. 税金
 - イ 消費税
 - ロ 入湯税
 - ハ 宿泊税(2025年4月1日より)

(注) 備考、宿泊料は提示する料金によります。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約申込人数へ契約解除の通知を受けた日	当日- 不泊	前日	2~4 日前	5~14 日前
一般 14 名まで	100%	70%	30%	10%
団体 15 名以上	100%	70%	30%	10%

プランによっては上記違約金(キャンセル料)の表と異なる場合がございます。お申込みいただいたプランに明記してございますのでその記載内容が特約として成立したのものとします。

注 1 宿泊料に対する違約金の比率です。

注 2 契約日数が短縮した場合は、短縮日数にかかわらず 1 日分(初日)の違約金を収受します。